

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年7月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第2100005号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第2100008号

第1 結論

請求者のA社における平成7年2月1日から平成8年4月30日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年2月から平成8年3月までの標準報酬月額については、9万2,000円から59万円とする。

平成7年2月から平成8年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年2月1日から平成8年4月30日まで

私がA社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と比べて低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年4月30日より後の同年5月2日付で、平成7年の定時決定の記録が取り消され、同年2月1日に遡って9万2,000円に減額処理されていることが確認できる上、同僚1名についても、請求者と同様に平成8年5月2日付で、遡って標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できる。

また、複数の同僚は、請求期間当時のA社について、経営状況が悪化していた旨回答又は陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年5月2日付で行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成7年2月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。